

告示

埼玉県告示第二百三十九号

埼玉県土地利用基本計画を令和五年二月二十四日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更

農 業 地 域	森 林 地 域															変更した地域区分				
	春日部市	寄居町	神川町	美里町	東秩父村	鳩山町	小川町	嵐山町	滑川町	越生町	日高市	深谷市	東松山市	本庄市	飯能市	所沢市	秩父市	熊谷市	さいたま市	変更した地域が所在する市町村
	縮小	縮小															拡大又は縮小の別			
	三十九ヘクタール	二ヘクタール	二ヘクタール	十二ヘクタール	九ヘクタール	十七ヘクタール	二十四ヘクタール	十六ヘクタール	六ヘクタール	二ヘクタール	九ヘクタール	四十四ヘクタール	七ヘクタール	二十四ヘクタール	三ヘクタール	五ヘクタール	二十四ヘクタール	十八ヘクタール	十五ヘクタール	変更部分の面積